

会 議 録 目 次

令和 7 年第 1 回海田町議会定例会（第 4 日目）

令和 7 年 2 月 1 4 日（金）午前 9 時 0 0 分 開議

日程第 1	第15号議案	海田っ子応援基金条例の制定について……………	4
日程第 2	第16号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第 3	第17号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第 4	第18号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第 5	第19号議案	令和 7 年度海田町一般会計予算……………	4
日程第 6	第20号議案	令和 7 年度海田町国民健康保険特別会計予算……………	4
日程第 7	第21号議案	令和 7 年度海田町介護保険特別会計予算……………	4
日程第 8	第22号議案	令和 7 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算……………	4
日程第 9	第23号議案	令和 7 年度海田町水道事業会計予算……………	4
日程第10	第24号議案	令和 7 年度海田町下水道事業会計予算……………	4
日程第11	第25号議案	工事請負契約の変更について……………	9
日程第12	発議第 1 号	海田町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	14
日程第13	委員会提出議案第1号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	14
		（閉 会）……………	21

令和7年第1回海田町議会定例会

会 議 録（第4号）

1. 招 集 年 月 日 令和7年2月4日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 議 2月14日（金）9時00分宣告（第4日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 白 井 政 志 | 2番  | 新 谷 知 紀 |
| 3番  | 石 橋 京 子 | 4番  | 西 田 誠 一 |
| 5番  | 玉 川 真 里 | 6番  | 小 田 久美子 |
| 7番  | 大高下 光 信 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 白 井 政 志 | 2番  | 新 谷 知 紀 |
| 3番  | 石 橋 京 子 | 4番  | 西 田 誠 一 |
| 5番  | 玉 川 真 里 | 6番  | 小 田 久美子 |
| 7番  | 大高下 光 信 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 竹野内 啓 佑 |
| 副 町 長         | 山 崎 真 紀 |
| 教 育 長         | 森 山 真 文 |
| 企 画 部 長       | 脇 本 健二郎 |
| 総 務 部 長       | 鶴 岡 靖 三 |
| 町 民 生 活 部 長   | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 長   | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部 長       | 木 村 生 栄 |
| 教 育 次 長       | 新 藤 正 敏 |
| 建 設 部 次 長     | 門 前 誠 司 |
| かいたブランド課長     | 石 田 順 也 |
| 資 産 活 用 課 長   | 久保隅 聡   |
| 財 政 経 営 課 長   | 倉 本 勇 登 |
| 総 務 課 長       | 中 村 修 介 |
| 防 災 課 長       | 宮 垣 将 司 |
| デジタル推進課長      | 富 田 誠   |
| 地 域 み ら い 課 長 | 山 田 長 秀 |
| 税 務 課 長       | 松 井 良 哲 |
| 住 民 課 長       | 水 川 綾 子 |
| 社 会 福 祉 課 長   | 杉 本 幸 穂 |
| こ ど も 課 長     | 大 村 隆   |
| 長 寿 保 険 課 長   | 岩 本 宏 美 |
| 健康づくり推進課長     | 下 田 由香里 |
| 建 設 課 長       | 早稲田 誠   |
| 上 下 水 道 課 長   | 吉 川 寛   |
| 会 計 管 理 者     | 吉 本 真 人 |

学 校 教 育 課 長      小 村 孝 広  
生 涯 学 習 課 長      森 原 知 美  
まちデザイン課建築営繕室長      矢 熊 健 治

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長      中 山 え り  
主                      査      戸 成 正 考  
主      任      主      事      須 崎      亮

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

- 日程第 1    第15号議案    海田っ子応援基金条例の制定について
- 日程第 2    第16号議案    特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3    第17号議案    職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4    第18号議案    海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5    第19号議案    令和 7 年度海田町一般会計予算
- 日程第 6    第20号議案    令和 7 年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 7    第21号議案    令和 7 年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第 8    第22号議案    令和 7 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9    第23号議案    令和 7 年度海田町水道事業会計予算
- 日程第10    第24号議案    令和 7 年度海田町下水道事業会計予算
- 日程第11    第25号議案    工事請負契約の変更について
- 日程第12    発議第 1 号    海田町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13    委員会提出議案第1号    議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分    開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様でございます。ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので御了承ください。また、議場内でスマートフォンや携帯電話をお持ちの方は、必ず電話を切っていただきますようお願いいたします。確認をしてください。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付をしております日程第1から日程第13に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）この際、日程第1、第15号議案から日程第10、第24号議案までを一括議題といたします。去る2月6日の本会議において、予算審査特別委員会に付託をいたしました案件について、委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。予算審査特別委員会宗像委員長。

○10番（宗像）予算審査特別委員会の審査報告をいたします。本委員会は、令和7年2月6日付けで付託されました案件を、審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告いたします。2月10日及び12日に委員会を開催し、審査案件について、町長以下執行部関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査いたしました。

審査の結果でございます。第18号議案については、賛成多数で可決すべきものと決し、その他の議案については、全会一致で可決すべきものと決しました。なお、その他の意見として、未利用地となっている公有地の処分、活用方法については、明確な方針を示した上で適正に対応するよう執行部に要請いたします。以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略をいたします。

これより各議案ごとに順次採決を行います。

第15号議案、海田っ子応援基金条例の制定についてを採決をいたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

お諮りいたします。第15号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第15号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第16号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第16号議案について採決を行います。お諮りいたします。第16号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第16号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第17号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより第17号議案について採決を行います。お諮りいたします。第17号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第18号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。討論があるようなので、討論を行います。まず反対討論を行います。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。第18号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をいたします。これまでも述べてきたように、国民健康保険は、加入者の多くは低所得者であり、加入者自身で支えるという制度の構造そのものに限界が来ております。経済の行き詰まりと物価高騰で、所得の低いほど困難な生活を強いられております。町内の個人商店主や個人事業者はインボイス制度で、更に苦しめられております。海田町国民健康保険基金を充当し努力をされているものの、令和5年度では6,987円、令和6年度は1万995円、令和5年度から2年間で、7年度は1万1,644円、7.9パーセントの、倍ぐらいの値上げになります。統一保険料率ベースの令和7年度の被保険者1人当たり保険料収納必要額は15万8,668円。令和6年度の激変緩和措置適用後の1万4,704円と比べ、1万1,664円の増となっております。多くの国保加入者は生活が苦しくなる一方です。しかも、物価高で、消費税増税になり、逆に、年金は1.9パーセント改定されるものの、物価高は2.7パーセントで、実質0.9パーセントマイナスです。国保加入者の命と暮らしを守る観点から、本条例案は認められません。制度、構造上の問題については、引き続き是正を求めていくことを重ねて要求し、第18号議案に対する反対討論といたします。

○議長（桑原）続いて賛成討論を許します。白井議員。

○1番（白井）1番、白井です。第18号議案、賛成の立場で討論させていただきます。国民健康保険制度を支えているのは、被保険者一人ひとりです。年々高齢化の進展、それに伴い、医療費が上昇していく状況に対応するため、税率を引き上げるものでございます。町独自の激変緩和措置も講じられ、また、健康維持、疾病予防の施策も講じられています。今後の国民健康保険制度の持続可能な運営のためにも、今回の条例改正は致し方ないものと考えます。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。これより、起立によって採決を行います。

お諮りいたします。第18号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、第18号議案は委員長の報

告のとおり可決されました。

続いて、第19号議案、令和7年度海田町一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第19号議案について採決を行います。お諮りいたします。第19号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第19号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第20号議案、令和7年度海田町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。討論があるようなので、討論を行います。まず反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）第20号議案、海田町国民健康保険特別会計予算、反対の討論をいたします。国保の保険者は、広島県で一部、やむを得ない部分がありますが、県内統一を目指していたが、期日が度々変更になり、納税者は世帯主ですが、不安である。市町村が国保税を決めたり徴収したりする点では、現在と変わりはありませんが、しかし、大きく変わるのは、都道府県が国保財政を一括して管理しているからです。しかも、当初の6年間の計画から、5年10年と引き延ばし、毎年値上げをしている。市町村に毎年負担させる国保税の額を決めたり、それを上納させたりする仕組みなどを通じ、国保に関わる公的医療費を抑え込む役割を都道府県にみさせようとするのが政府の狙いです。この制度変更が、住民の負担する国保税の金額に大きな影響を与えることになっております。市町村が国保税を決めるに当たって、都道府県は標準保険税率を目安として示しております。それは強制ではないという建前ですが、市町村には圧力として働きます。これまで、国保税の住民負担を軽減するために、市町村が独自に実施してきた財政措置など、都道府県が住民を優遇し過ぎていると問題化し、軽減措置を事実上やめさせる指導をする事態を招きかねません。市町村が住民から徴収する国保税など、都道府県に上納させる納付金の仕組みの問題ですが、都道府県が一定の基準と条件で計算をして決める納付金がどれだけの金額になるか、各市町村の国保税を左右をいたします。しかも、納付金は100パーセント完納が原則で、減額は一切認められません。そうなると、市町村は、住

民から集める国保税の徴収を強化するしかありません。これが、令和7年度国保特別会計予算なので、この予算案に反対をいたします。

○議長（桑原）続いて賛成討論を許します。白井議員。

○1番（白井）1番、白井です。第20号議案、令和7年度海田町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。先ほども申し上げましたが、国民健康保険制度を支えているのは、被保険者一人ひとりです。みんなで支え合い、成り立っております。国民健康保険事業の運営が年々厳しくなっていることは承知をしており、今回の予算は、被保険者のために必要な予算が盛り込まれており、この予算が成立しなければ、保険給付や健康増進の事業等も実施ができなくなります。以上のことから、国民健康保険制度の持続可能な運営のためにも、本予算に賛成いたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、起立により採決を行います。お諮りいたします。第20号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、第20号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第21号議案、令和7年度海田町介護保険特別会計予算を採決をいたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第21号議案について採決を行います。お諮りいたします。第21号議案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第21号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第22号議案、令和7年度海田町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ござい

ますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第22号議案について採決を行います。お諮りいたします。第22号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第22号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第23号議案、令和7年度海田町水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第23号議案について採決を行います。お諮りいたします。第23号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第23号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第24号議案、令和7年度海田町下水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第24号議案について採決を行います。お諮りいたします。第24号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第24号議案は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第11、第25号議案、工事請負計画の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(竹野内) 第25号議案、工事請負契約の変更契約の締結について。海田町上市地内

において施工しております旧海田町役場庁舎解体工事の請負契約の変更契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）それでは、議案書の3ページをお願いいたします。第25号議案、工事請負契約の変更についてでございます。令和6年第1号議案により議決を得て、令和6年12月10日に専決処分により当該議決に係る工期を変更した旧海田町役場庁舎解体工事の請負契約の工期を変更することについて、町議会の議決を求めるものでございます。変更の内容は、この請負契約の工期について、現行の議決の日の翌日から令和7年2月25日までを、議決の日の翌日から令和7年3月27日までに改めるものでございます。詳細につきましては担当課から御説明申し上げます。

○議長（桑原）資産活用課長。

○資産活用課長（久保隅）はい。それでは資料50をお願いいたします。1番、要旨でございます。旧海田町役場庁舎の解体工事につきまして、令和6年12月10日付けで、工期延伸の契約変更いたしました。が、工期内での完了が困難な状況となったため、工期を再延伸する必要性が生じたものでございます。2、主な延伸理由でございます。1点目としまして、地下躯体の取壊しにおいて、旧庁舎の基礎となっている耐圧盤の下にある捨てコンが想定を超える厚さであったため、解体作業の追加が必要となったことに伴い、作業期間が増えたものでございます。なお、今回生じた捨てコンにつきましては、撤去処分をせず、細かく砕いて地盤改良材として再利用することで、地盤を安定させるとともに、解体作業の追加で生じる工事費の増加と相殺をしております。2点目といたしまして、地下躯体を解体するための仮設として設置しているシートパイルの打設作業の一部におきまして、地中で支障物、大型の転石でございましたけれども、これが干渉し、施工速度が著しく低下したことに伴い、作業期間が増えたものでございます。なお、現場でのシートパイルの打設作業は既に完了しております。3の延伸日数と変更工期でございますが、延伸日数は30日間とし、これによりまして、2月25日としておりました工期を3月27日まで延伸するものでございます。4、工期延伸による影響についてでございますが、1点目といたしまして、請負代金は変更いたしません。2点目、県への起業地引渡期限が令和7年2月28日となっておりますので、これに影響が生じないよう、起業地部分を先行して整備し、部分完成した上で、引渡し期限までに県に引渡しを行うものといたします。なお、このことについて、事前に県の了解をいただいております。3点

目としまして、近隣住民の皆様への周知を図り、工期の再延伸に対する御理解をいただきたいと考えております。最後に、５で、参考といたしまして工事スケジュールを掲載しております。黒線につきましては変更前の工程を、赤線につきましては予定を含む変更後の工程をお示ししております。説明は以上でございます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○１４番（前田）１４番、前田ですが、まずね、一つ目はね、２７日の２８日引渡し。これが時間がないんじゃないか、そのとおり竣工検査、あるいは手直し、そういうものを想定したときに、時間的余裕がない。せめて２日や３日、２５日ぐらいで閉めるべきではないのか、こういう。それとね、最初からこういうことが分からんのか、元の図面、設計図があるはずなんよ。なぜ２度３度もこうやって工期延長をしなきゃならんのか。可能性として、今後もまだどういう障害物が出るか分からん。そういうところをある程度加味しとるんかということを含めてね、３点ほどお尋ねしたいと思います。

○議長（桑原）建築営繕室長。

○まちデザイン課建築営繕室長（矢熊）はい。まず１点目の、２８日というのが、県への引渡し期限に関する工期のことと思いますけれども、これについては、あと残っている、県に引き渡す起業地の部分で残っている工事というのは、地下の解体はほぼ完了しております、あとは埋め戻し、整地と外構の一部の撤去ということになっております。御指摘のとおり２８日ぎりぎりに終わるようなことはなく、それ以前にですね、余裕を持って工事を完了させて、部分的に検査をした上で引渡しを、業者から町のほうに受けて、町から広島県のほうに、期限までに引渡しを行いたいと考えております。２点目の、あらかじめこういったことが想定されたのではないかとということでございますけれども、この庁舎が建てられたのが昭和５２年のことで、約５０年ぐらい前のものでございます。私もとしまして、できるだけ資料を集めてですね、既存の図面は残っております。そこに記載してある捨てコンクリートの厚さが５センチということでございまして、それを想定して工事の計画を立てたものでございますが、これについては実際現地でその部分を掘削してみたところ、２０センチであって、想定を超える厚さであり、非常に想定を超える解体の期間、取壊しの期間が必要だということで、これについてはやむを得なかったというふうに考えております。今後につきましては、先ほど申し上げましたとおり、地下部分の解体工事は完了しております、もう不可視部分といいますか、地面の

中に隠れている部分というのはない状態でございます。あとは、現地を埋め戻して整地をして外構を撤去するという作業でございますので、そちらについても計画どおり進められるものと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）再度お尋ねしますがね、今のこれでは、27日に工事が完了してないんですよ。要するに、引渡し部分、要するに何平米でどうなるんか分らんけども、その部分の工事は完了するかも分らんけども、解体撤去、この工事そのものの全体が残ってるんよ。そうすると、いわゆる引渡し部分と残地部分との境界とか、また、引渡し部分を再度掘削をしたり、もろもろ工事が出てくるんじゃないか。そうすると、工事が済んだことにはならんだろうと。何かそこらのね、計画性が非常にないというか、そういうところのね、考えが非常に浅い。だから、先ほども言ったように、また再々延期というようなことが出てくるんじゃないか。もっとしっかり計画性を持ってね、5センチのコンクリを今頃解体するのも、20センチのコンクリを解体するのも、そんな手間な時代じゃないはずなんよ。いろんなそういう機械があるはずなんだから。そこらのことを十分計算してやっとなるかどうか、いわゆる、境界部分の再工事とかね、そこらも含めての説明を願いたい。

○議長（桑原）建築営繕室長。

○まちデザイン課建築営繕室長（矢熊）はい。1点目で御指摘の、県有地として引き渡す部分と残った町有地の部分ということで、その境界部分で手戻りが生じるのではないかとということなんですけれども、こちらについては、県有地の部分は28日までに引き渡すということで契約上もうたってございます。もちろん、その終わったかどうかというのは町のほうで検査をする必要がございます。その際に、しっかり検査をしまして、県有地部分に関わる部分に手戻りというか、残工事が無いことをしっかり確認してまいるとともに、それに向けてですね、工事のほうも、そういった手戻りが生じないよう工事管理に努めてまいりたいと思います。続きまして、2点目の再延期につきましては、この度で工期延伸させていただきたいのが3月27日ということで、もう年度末ということになります。この予算につきましては、繰越し、令和5年度からの繰越し予算で執行していることもございまして、3月を超えての工期延長というのはもはやできないということになっております。そういうことを肝に銘じてですね、27日までには必ず完成させるよう現場の工事管理に努めてまいりたいと思います。もう1点、20センチ程度の捨て

コンなら、それほど追加にならないのではないかという指摘もございましたが、この度、解体している庁舎の1階とか2階とか、普通の部分の床の厚さ、これ12センチということになっております。鉄筋こそ入っていないんですが、20センチということになりますと、そういったほかの階の床よりも厚いような状態のコンクリートが建物の一番下にあったということで、これ無視できない追加工事であったというところで、工期延伸はやむを得ないというふうに判断いたしましたところでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。玉川議員。

○5番（玉川）今までも、近隣住民の方々には、音であったりとか、振動であったりということで、相当御心労をかけていると思います。近隣住民の方への周知というだけではなくて、個別にお声掛けをして、そういう御心労に配慮した説明と傾聴が必要かなというふうに思います。その辺がどうなってるのかということと、破碎して埋め戻しということだったんですけれども、それを現地で行うことによって、また、音とか振動というのが広がるのではないのかなあというふうに思うんですけれども、その辺りの方法についてはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（桑原）建築営繕室長。

○まちデザイン課建築営繕室長（矢熊）はい。今御指摘いただきました周辺住民の方への配慮につきましては、これまでもこういった工期延伸とかあるごとに自治会の方への説明ももちろんなんですけれども、周辺の皆様に対しては個別に訪問しまして、いらっしゃった方にはしっかり説明をする、それ以外の方についてはちょっとポスティングという形にはなりましたが、周知に努めてまいったところでございます。この度につきましても、更なる御負担をかけるということは、我々も重々承知してございますので、同じような形でですね、できるだけ皆さんのほうに御説明をさせていただいて、御理解がいただけるように努めてまいりたいと考えております。2点目の、残った捨てコンを細かく砕くときの音がどうなのかという御質問ですけれども、この作業については既に現場で完了してございます。御指摘のように、細かく砕く時に音がするのではないかと、いう御心配あると思うんですが、一般的にコンクリートの躯体を壊す音よりもかなり小さい音でございまして、自分のほうも現場で聞いたんですけれども、かなり小さい音で作業が完了しておりまして、既にそういった工事についても今後はないということになりますので、御心配ないかなと思っております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第25号議案について採決を行います。お諮りいたします。第25号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第12、発議第1号、海田町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本件については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。

これより、発議第1号について採決を行います。お諮りいたします。発議第1号については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第13、委員会提出議案第1号、議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。議会改革特別委員会、大江委員長。

○8番(大江) 議会改革特別委員会、委員長の大江でございます。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について説明いたします。現在の議員報酬は、平成7年から30年近く変わっておりません。近年の物価上昇もあり、これのみをもって生計を維持できる額とは言いがたく、このことが議員を志す際の障害の一つになっていると考えられます。議員の待遇を改善し、若者や女性、会社員など、多様な人材確保を促すことで、議会を活性化させ、ひいては町民福祉の推進と向上を図ることが可能と考えます。以上のことから、条例を改正し、議員報酬を増額するものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長(桑原) 議員全員で構成する委員会の提出でございますので、質疑は省略いたします。

これより、委員会提出議案第1号について、起立によって採決を行います。お諮りいたします。委員会提出議案第1号について、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑原) 御着席ください。起立多数と認めます。よって、委員会提出議案第1号について、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) この際、慣例により海田町議会議員互助会の表彰を行います。事務局、お願いします。

○議会事務局長(中山) それでは、お名前をお呼びいたしますので、前のほうへお願いいたします。勤続15年以上にかかる特別功労表彰でございます。大江康子議員。

○議長(桑原) 表彰状。大江康子殿。あなたは海田町議会議員として、永年、地方自治の発展伸長に寄与されました。その功績は誠に顕著であります。よって、これを表します。
令和7年2月14日、海田町議会互助会会長、桑原公治。御苦勞様でした。おめでとうございます。

(拍手)

○議会事務局長(中山) 続きまして、下岡憲国議員。

○議長(桑原) 表彰状。下岡憲国殿。あなたは海田町議会議員として、永年、地方自治の発展伸長に寄与されました。その功績は誠に顕著であります。よって、これを表します。
令和7年2月14日、海田町議会互助会会長、桑原公治。おめでとうございます。御苦勞様でした。

(拍手)

○議会事務局長(中山) 続きまして、宗像啓之議員。

○議長(桑原) 表彰状、宗像啓之殿。あなたは海田町議会議員として、永年、地方自治の発展伸長に寄与されました。この功績は誠に顕著であります。よって、これを表します。
令和7年2月14日、海田町議会互助会会長、桑原公治。おめでとうございます。

(拍手)

○議長(桑原) おめでとうございます。

○議会事務局長(中山) 続きまして、金婚祝金の贈呈でございます。大江康子議員。

○議長（桑原）おめでとうございます。

○8番（大江）ありがとうございます。

○議会事務局長（中山）以上で表彰式を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）この際、今期をもって引退を表明されてる方がおられます。挨拶の申出が  
ございますので、これを許可したいと思います。新谷議員。壇上へどうぞ。

○2番（新谷）2番、新谷です。一昨年、補欠選挙で当選させていただきまして、今まで  
議員として活動してまいりましたが、来月行われる選挙には立候補をしないことといた  
しました。4月からは議員ではなくなりますけど、これから町に協力ができることがあ  
れば積極的に協力をしていけたらなと思っております。今まで支えてくださった方々、  
皆様、大変お世話になりました。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）先ほど15年表彰いただいた直後で、大変心苦しいんですけども、今回を  
もちまして引退させていただきたいと思えます。三迫地区にとりましては、長年の懸案  
でありました6号線バイパスの全線開通が見通せることになり、また、地区においては、  
過去何度も大規模土砂災害に見舞われたわけですけども、それに対して、上流で砂防  
ダムの建設が着々と進められておることもございまして、地区の住民も大変に安心して  
おるところでございます。ただ、残念なのはですね、地区の交流拠点であり、また、災  
害に対する避難場所としても機能する東公民館の建替えがですね、宙に浮いてしまった  
ことは非常に残念なことでございます。またですね、これから急増すると思われる負債  
に対してですね、どう財源を確保していくのか、大変に心配な面もあるんですけども、  
議員の皆様がですね、しっかりと議論していただいてですね、ちゃんと対応していただ  
くよう、よろしくお願い申し上げます。16年間、大変お世話になりました。どうもあり  
がとうございました。

（拍手）

○議長（桑原）御苦勞様でした。前田議員。

○14番（前田）私は、平成元年4月1日からの議員として、三十、約六年間、あと1か  
月ほどではありますがね、大変長くお世話になりました。そしてまたこういう時間、機  
会をとっていただきました議長、感謝申し上げます。

○議長（桑原）ありがとうございました。御苦勞様でした。

○14番（前田）また、お忙しい中、町長部局の皆さんにはこうしてお付き合いいただき、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。どうもお世話になりました。そう  
いうことで、私も36年間ほどなるわけですが、最初の34年ぐらいは、国岡議長のときに、  
1日ぐらい風邪で休んだ、ここまでは来たんですが、熱が38度ぐらいあって、どうにも  
じっとしておられなかったんで途中退席したと、こういうことを覚えておるんですが、  
ここ2年ほどはですね、特に、一昨年11月、これもうちょっと大変なことで、3日ぐら  
い、県のICUにおったと。こういうこともあったし、今年の1月11日、寺迫で車運転  
中に、診断は脳梗塞とこういうことだったんですが、幸いにして障害は残っておりませ  
んが、もろもろありました。その間いろんなことで皆さんに迷惑かけたわけでありませ  
んが、こうして体調云々で、これ以上議員として活動するのが非常に難しいんじゃないか  
ということで、この度、これをもってやめさせていただこうと、こういうふうに決意を  
いたしました。その間いろいろもろもろ三十何年間の中であったわけですが、一つだけ、  
言葉の意味はあんまりよく分かりませんが、是々非々とかいうなことがありましてね、  
これはこれ、それはそれで、仕切って、特にこの議会においては過去いろいろあったわ  
けですが、連動させない、議案、議決に対しては連動させない、こういうことが必要じ  
ゃないかなというふうに考えております。例えば、Aチーム、どうしても数の世界であ  
りますからね、会派とかそういうものができるのはやむを得ない、こういうふうに感じ  
ますが、数の世界だけに、Aチームが提案したものについて、感情的に否決する。次に  
は、Bチームが非常にすばらしいものの議案を出してくれた。でも、この前はAグルー  
プはわしのことを反対したから、今回は意地でも反対するんだ。というふうになる  
と、町政そのもの、議会そのものも、すばらしい、いいものにはならないと思いますの  
で、議案は連動させない。あくまでも単発ということで、今後、すばらしい町政の発展  
に努めていただきたい、このようにお願いをしまして、私の最後の言葉としたいと思います。  
大変お世話になりました。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）議員引退表明に対して、発言を許可していただき、議長に改めて御礼を  
申し上げます。

○議長（桑原）御苦勞様でした。

○15番(佐中)私、議員で52年という、全国で34番目の記録のようです。それによって、全国町村名誉議員となりました。ここにいらっしゃる議員の皆さん、そして諸先輩、歴代の町長6代に関わってまいりました。副町長、教育長、また職員の皆さん、議会事務局、また多くの有権者の皆さん、たくさんの方々に、改めて御礼を申し上げます。思い出のある議員生活は数えきれないほど山ほどあります。会社勤務で議員を務めて、人権じゅうりん、人格無視、パワハラ、カスハラなど多くありましたが、長くなっても失礼なので、かいつまんで大きなものだけ三つ申し上げます。一つは、海田湾の埋立て反対闘争で、範囲は坂町の水尻から海田警察署までの範囲で、11年間の戦いの中で、23人の弁護士を組織し、原告団1,034人で法廷闘争を行い、尾崎川を、普通河川から僅か1.85キロメートルしかないのに2級河川にしてポンプを毎秒6.7トンから1秒間に9トンにさせ、海田町では、私が事務局長で、戦いの先頭に立ってまいりました。議員として、ポケットマネーを、個人負担、約11年間で300万円負担をいたしました。二つ目は、何といっても広島市との吸収合併です。広島市・海田町合併協議会で、任意協議会で、手に合わないとして、私を法定協議会の委員として、議会で選出していただき、大筋合意を法定協議会で論議し、議会や町民に訴え、合併協定をして協定書を交わした後に、海田町議会では、10対7で否決し、後に住民投票で、賛成者4,437人、反対者8,418人で、今日の海田町があります。それでも、私は私費を使って、2人の議員で150万円使いました。三つ目は、役場の建設場所の位置の件です。平成10年5月、庁舎建設準備委員会が設置され、平成20年6月、庁舎建設特別委員会で候補地に関する各委員の意思を確認した町営プール跡地の2案があり、プール跡地が最多でした。私は、折衷案として旧県合同庁舎跡地を提案し、議決案も私が作成をいたしました。そして、2015年、平成27年に西田町長が誕生。庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業特別委員会、町執行部は、庁舎移転先を広島県海田庁舎の跡地として計画を進める方針を表明をし、防災機能を強化した海田町の新たな庁舎が完成し、2023年9月18日、記念式典が開かれました。終わりに、国民の苦難軽減のために、私は、日本共産党に入党しこの道を歩み続けたからこそ、多くの出会いがあり、多くの感動をともにすることができたと喜びを改めて噛みしめております。2025年の3月31日で、議員歴52年間、本当にありがとうございました。また、24年2月には、全国町村議長会から表彰をいただき、また、3月には海田町議会また、3月には海田町議会議員互助会から、規約にないのに、本会議で、永年表彰状と副賞をいただきました。誠に名誉なことであり、皆さんや有権者の皆さんをはじめ、私

にかかわった多くの方々の御支援にお礼を申し上げます。政治的には、一人は万人のために万人は一人のためにの立場で、限りなく生きてきました。これまで半世紀以上を超える議員活動の中で、心置きなく我が道を歩み続け、悔いのない人生を生きてきたと自負しております。もうすぐ議員の改選があります。皆さんそろって、この議場に再び帰って議員活動をされることを祈念して、お礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長（桑原）御苦勞様でした。引退をされた議員の皆さん、大変御苦勞様でした。これから健康には十分留意されて、御活躍いただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）この際、町長から発言の申出がございます。これを許します。町長。

○町長（竹野内）はい。皆様、2月4日から開会をいたしました令和7年第1回海田町議会定例会、大変お疲れ様でございました。おかげをもちまして、我々が、執行部がですね、提出をさせていただいた全ての議案につきまして、御議決をいただきましたこと厚く御礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。また、先ほど永年の表彰を受けられた議員の皆様方に対しましては、心よりお喜びを申し上げたいと思います。誠におめでとうございます。皆様の任期、こちらにつきましては、3月31日をもって満了するというところでございます。これに伴いまして3月23日を予定をしていたと思いますが、海田町議会議員の一般選挙が開催されるというところでございます。引き続きですね、立候補される方々におかれましてはですね、心より健闘をお祈りをいたしたいと思います。また、先ほどですね、引退を御表明された皆様方に対しましてはですね、これまでの町政への御貢献、御尽力に対しまして、深く敬意とですね、感謝の意を表したいと思います。この議員の立場を離れましてもですね、引き続き、町政に対する御助言でありますとか、御理解に努めていただきまして、お支えをいただけたらというふうに思います。皆様方から、先ほどですね、いろいろなこれまでの議員生活の思いみたいなものをお聞かせいただきまして、私なりにぐっと来るものがございました。皆様方、いろいろ御信念ございましょうが、それがですね、やっぱり一つ一つ力になって、町政の推進力になっているのかなというふうに、改めて気づかされたところでございます。我々、執行部とですね、議会が一枚岩になってですね、引き続き、海田町が未来に向けてですね、前に前進していけるようにですね、取り組まなければいけないというふうな

ことをですね、改めて思い知らされたというところでございますので、私としてもまだまだ若輩者ではございますが、皆様の力もお借りをいたしながらですね、海田町の発展、そして町民の幸せのためにですね、邁進したいと思いますので、引き続き、どうぞよろしく願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。皆様ありがとうございました。

○議長（桑原）閉会に当たりまして、私から、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本定例会は、令和7年度当初予算をはじめ、多数の重要案件を審議する極めて重要な議会で行われました。去る2月4日から本日まで、議員の皆様には慎重に御審議いただき、その御精励について深く敬意を表するものでございます。また、執行部におかれましては、誠意を持って議会に臨んでいただいたこと、心より感謝を申し上げたいと思います。あわせて、今日の厳しい社会情勢を鑑み、職員一人ひとりが危機感を持ち、海田町の未来の発展のため、一層努力を重ねられることをお願いを申し上げたいと思います。

さて、我々、議会議員は、本年3月31日で任期満了となります。振り返ってみますと、様々なことがございました。中でも心に残っているのはやはり海田町に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害は、令和に入っても復旧復興に多くの時間を必要としました。災害からようやく以前の生活に戻ったと思ったのも束の間、ほどなく新型コロナウイルス感染症が大流行し、人々は新しい生活様式を余儀なくされ、さらに、コロナ禍の影響は、物価高騰につながり、町民の暮らしを苦しめてきました。議会もまた、活動が制限されるなど、厳しい時代があったと振り返ります。そのような中、議会では、町民の生活を守るために、その時々の課題に真摯に向き合い、最善の決断をしてきたと自負をしております。これから先、我々を取り巻く環境は絶えず変化をし、それに伴い、また新たな重要課題に直面していきます。次の町議会議員選挙に立候補を予定されている方をはじめ、再出馬されない方にも、今後ますます健康に留意されながら、海田町の発展のため、御指導いただきますよう心よりお願いを申し上げたいと思います。さらに、再出馬を予定される方々については、来る3月23日の選挙において、全員が当選の栄誉を得られ、再びこの議場で顔を合わせともに力を尽くせるよう、皆様方の格段の御奮闘を心よりお祈りを申し上げます。最後に、私も議長として、今日まで無事に務めを果たすことができました。これもひとえに議員の皆様の協力と職員の皆様の支えがあったからこそと、心より感謝を申し上げたいと思います。私の閉会の挨拶とさせていただきます。皆さん誠にありがとうございました。

以上で本日の会議を閉じます。これにて、令和7年第1回海田町議会定例会を閉会といたします。大変御苦勞様でした。ありがとうございました。

午前10時11分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 7 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員